

事業性融資の保証を受けたい

信用保証制度 (滋賀県信用保証協会)

趣旨・目的

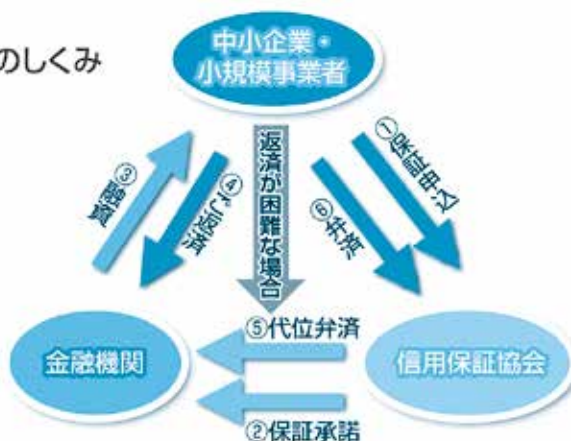
信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づいて設立された公的機関です。中小企業・小規模事業者の方が金融機関から事業資金の融資を受ける場合、その借入債務及び社債発行に係る債務を保証し、金融の円滑化を図ることを目的としています。

対象となる方

資本金3億円（卸売業1億円、小売・サービス業5,000万円）以下、または従業員300人（卸売業・サービス業100人、小売業50人）以下の中小企業・小規模事業者の方。

個人の場合は県内に居住または事業所がある方。法人の場合は県内に本店または事業所を有する方。

信用保証制度のしくみ



詳細はこちら

1. 保証対象資金

中小企業・小規模事業者の事業に必要な資金（運転資金および設備資金）で、保証限度額は、個人・法人2億8,000万円、組合4億8,000万円です。

2. 信用保証料率

中小企業・小規模事業者の経営状況に応じて、下表のとおり9区分となります。（単位：％）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
信用保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※各種保証制度により保証料率が異なりますので詳しくは、<https://www.cgc-shiga.or.jp>をご参照ください。

上記基準料率から会計参与設置会社に対する割引、有担保保証に対する割引があります。

※なお、割引の適用をしない制度もあります。



保証料計算
についてはこちら

問い合わせ先

滋賀県信用保証協会（130ページ No.38）

保証部 保証第1課 TEL：077-511-1321
保証第2課 TEL：077-511-1322
創業支援室 TEL：077-511-1320